

平成30年第18回
美幌町農業委員会総会議事録

平成30年9月21日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 平成30年9月21日(金) 午後1時30分から午後2時16分

2. 開催場所 美幌町議会 議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(16人)

1番	日下 優 君	会長職務代理者	3番	大西 政雄 君
5番	中村 寿恵子 君		6番	小林 勝義 君
7番	小泉 豊和 君	振興副部長	8番	加藤 安弘 君
10番	寺本 恵二 君		11番	日並 一三 君
12番	重清 幸良 君		14番	西 学 君
15番	日並 洋 君		16番	齋藤 一男 君
農地副部長	17番 東 砂裕理 君	振興部長	18番	千葉 正美 君
	19番 松本 訓宜 君	会 長	20番	鈴木 幸往 君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	酒井 祐二 君	総務担当主査	佐々木 鑑仁 君
総務担当	中谷 賢司 君	臨時筆生	寺田 裕子 君

議事日程

平成30年第18回 美幌町農業委員会総会
平成30年9月21日 午後1時30分開会

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程第1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日程第2 | | 諸般の報告について |
| 日程第3 | | 会期の決定について |
| 日程第4 | | 会務報告について |
| 日程第5 | 議案第60号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第6 | 議案第61号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日程第7 | 議案第62号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |

(ブザー)

議長	ご苦労様です。
事務局長	本日の出席委員は16名です。定足数に達しており総会は成立しておりますので、只今より平成30年第18回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることになっておりますので議事進行につきましては鈴木会長にお願い致します。
議長	これより議事に入ります。
議長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号3番大西委員、同じく議席番号5番中村委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の佐々木総務担当主査と中谷総務担当を指名致します。
議長 事務局長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。 諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり議案3件となっております。朗読については省略をさせていただきます。なお、議席番号2番白石委員、同じく議席番号4番根塚委員、同じく議席番号9番佃委員、同じく議席番号13番木村委員、本日欠席の旨届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議長	日程第4、「会務報告について」は議案書2ページに記載のとおりであります。何かご質問ございませんか。 (「なし」の声)
議長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議長	日程第5、議案第60号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。 内容番号1号。なお、内容番号1号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

(○○委員 退席)

総務担当主査

内容番号1号をご説明する前に合意解約に係る総会での取り扱いについてご説明をさせていただきますと思います。

これまで合意解約は報告として総会に提出してございましたけれども本総会より審査が必要な議案としてご審議いただきます。その内容で特に注意していただきたいのは合意解約年月日と土地の引き渡し年月日でございます。法律では合意解約の日から6か月以内に土地の引き渡しを行わなければならないとされておりますので土地の引き渡しが合意解約の日から6か月以内かどうかを審査していただきたいと存じます。

それでは内容番号1号についてご説明致します。本件は賃貸借している農地を贈与するため合意解約するものでございます。賃貸人は○○の○○さん、賃借人は○○さんでございます。土地の所在地は○○番○○、面積は○○㎡、契約期間は平成26年9月26日から平成36年9月30日までの10年間、合意解約年月日は平成30年8月22日、土地の引き渡し年月日は平成30年8月22日でございます。以上、本件につきましては合意解約日と土地の引き渡し日が同一のため農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされていると思いますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。よろしくご審議のほどお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号1号は適当と認めます。

(○○委員 入席)

議 長

議案第60号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第6、議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。

内容番号101号。

総務担当主査

はじめに概要のご説明を致します。今月の案件は全17件で内容につきましては農業公社からの売渡が14件、再貸付が3件となっております。

内容番号101号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧ください。本件は農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社。所有権の移転を受ける者は○○の○○さんでございます。土地の所在地は○○番○○他計○○筆、面積は合計○○㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成30年9月25日、代金の支払期限は平成30年11月22日、利用調整日は平成30年8月31日でございます。

以上、計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

18 番

内容番号101号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は○○さんの離農跡地を○○さんが公社事業で10年間賃貸し、今回、期間満了により売買することになったものです。

〇〇さんは家族3人で畑作三品のほか豆類を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号101号は適当と認めます。
内容番号102号。

総務担当主査 内容番号102号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧頂きます。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書10ページをご覧頂きます。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成30年9月25日、代金の支払期限は平成30年11月22日、利用調整日は平成30年8月31日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

7 番 内容番号102号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんの離農跡地を〇〇さんが公社事業で10年間賃貸し、今回、期間満了により売買することになったものです。

〇〇さんは家族3人で酪農のほかビートを作付けし意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号102号は適当と認めます。
内容番号103号。

総務担当主査 内容番号103号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧頂きます。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書10ページをご覧頂きます。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成30年9月25日、代金の支払期限は平成30年11月22日、利用調整日は平成30年8月31日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

7 番 内容番号103号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さん、〇〇さんが所有していた農地を〇〇さんが公社事業で10年間賃貸し、今回、期間満了により売買することになったものです。

〇〇さんは家族ふたりで、小麦、大豆、甜菜、馬鈴薯を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長 　　ご異議なしと認め、内容番号103号は適当と認めます。
内容番号104号。

総務担当主査 　　内容番号104号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書10ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成30年9月25日、代金の支払期限は平成30年11月22日、利用調整日は平成30年8月31日でございます。

　　以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

7 番 　　内容番号104号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんと同様、〇〇さん、〇〇さんが所有していた農地を〇〇さんが公社事業で10年間賃貸し、今回、期間満了により売買することになったものです。

　　〇〇さんは家族ふたりで小麦、大豆、馬鈴薯、いちごの苗を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 　　ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長 　　ご異議なしと認め、内容番号104号は適当と認めます。
内容番号105号。

総務担当主査 　　内容番号105号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書11ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成30年9月25日、代金の支払期限は平成30年11月22日、利用調整日は平成30年8月31日でございます。

　　以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

7 番 　　内容番号105号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんの離農跡地を〇〇さんが公社事業で10年間賃貸し、今回、期間満了により売買することになったものです。

　　〇〇さんは家族4人で畑作三品、豆類、いちご苗を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 　　ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長 　　ご異議なしと認め、内容番号105号は適当と認めます。
内容番号106号。

総務担当主査	<p>内容番号106号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成30年9月25日、代金の支払期限は平成30年11月22日、利用調整日は平成30年8月31日でございます。</p> <p>以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
7 番	<p>内容番号106号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さん、〇〇さんの離農跡地を〇〇さんが公社事業で10年間賃貸し、今回、期間満了により売買することになったものです。</p> <p>〇〇さんは家族4人で小麦、大豆、馬鈴薯を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号106号は適当と認めます。 内容番号107号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号107号についてご説明致します。参考資料は9ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成30年9月25日、代金の支払期限は平成30年11月22日、利用調整日は平成30年8月31日でございます。</p> <p>以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
7 番	<p>内容番号107号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんの離農跡地を〇〇さんが公社事業で10年間賃貸し、今回、期間満了により売買することになったものです。</p> <p>〇〇さんは家族3人で酪農を営み、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号107号は適当と認めます。 内容番号108号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号108号についてご説明致します。参考資料は10ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書11ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成30年9月25日、代金の支払期限は平成30年11月22日、利用調整日は平成30年8月31日でございます。</p> <p>以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の</p>

各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

5 番

内容番号108号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さん、〇〇さんの離農跡地を〇〇さんが公社事業で10年間賃貸し、今回、期間満了により売買することになったものです。

〇〇さんは家族3人で畑作三品のほか大豆、グリーンアスパラを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号108号は適当と認めます。
内容番号109号。

総務担当主査

内容番号109号についてご説明致します。参考資料は11ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成30年9月25日、代金の支払期限は平成30年11月22日、利用調整日は平成30年8月31日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号109号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんの離農跡地を〇〇さんが公社事業で10年間賃貸し、今回、期間満了により売買することになったものです。

〇〇さんは家族3人で小麦、大豆、甜菜、玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号109号は適当と認めます。
内容番号110号。

総務担当主査

内容番号110号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書11ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成30年9月25日、代金の支払期限は平成30年11月22日、利用調整日は平成30年8月31日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号110号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件も〇〇さんの離農跡地を〇〇さんが公社事業で10年間賃貸し、今回、期間満了により売買することになったものです。

〇〇さんは家族4人で小麦、大豆、甜菜、人参、キャベツを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号110号は適当と認めます。
内容番号111号。

総務担当主査 内容番号111号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書12ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成30年9月25日、代金の支払期限は平成30年11月22日、利用調整日は平成30年8月31日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番 内容番号111号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件も〇〇さんの離農跡地を〇〇さんが公社事業で10年間賃貸し、今回、期間満了により売買することになったものです。

〇〇さんは家族3人で小麦、大豆、甜菜を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号111号は適当と認めます。
内容番号112号。

総務担当主査 内容番号112号についてご説明致します。参考資料は14ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成30年9月25日、代金の支払期限は平成30年11月22日、利用調整日は平成30年8月31日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番 内容番号112号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんの離農跡地を〇〇さんが公社事業で5年間賃貸し、今回期間満了により売買することになったものです。

〇〇さんは家族ふたりで畑作三品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長	ご異議なしと認め、内容番号 1 1 2 号は適当と認めます。 内容番号 1 1 3 号。
総務担当主査	内容番号 1 1 3 号についてご説明致します。参考資料は 1 5 ページと 1 6 ページをご覧ください。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書 1 2 ページをご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成 3 0 年 9 月 2 5 日、代金の支払期限は平成 3 0 年 1 1 月 2 2 日、利用調整日は平成 3 0 年 8 月 3 1 日でございます。 以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。
1 5 番	内容番号 1 1 3 号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんの離農跡地を〇〇さんが公社事業で 1 0 年間賃貸し、今回、期間満了により売買することになったものです。 〇〇さんは家族ふたりで畑作三品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号 1 1 3 号は適当と認めます。 内容番号 1 1 4 号。
総務担当主査	内容番号 1 1 4 号についてご説明致します。参考資料は 1 7 ページをご覧ください。本件も農業公社からの売渡案件ですが借受者の購入資金計画が整ったため、平成 3 1 年 1 1 月の期間満了前に取得するものです。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成 3 0 年 9 月 2 5 日、代金の支払期限は平成 3 0 年 1 1 月 2 2 日、利用調整日は平成 3 0 年 8 月 3 1 日でございます。 以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。
3 番	内容番号 1 1 4 号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんの離農跡地を〇〇さんが公社事業 5 年で賃貸していましたが、今回早期購入するものです。 〇〇さんは家族 4 人で畑作三品、玉ねぎを作付けして、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。
議 長	ご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号 1 1 4 号は適当と認めます。 内容番号 1 1 5 号から 1 1 6 号は関連がございますので一括上程を致します。
総務担当	内容番号 1 1 5 号と 1 1 6 号を一括ご説明致します。参考資料は 1 8 ページと 1 9 ページをご覧ください。本件は契約期間満了に伴う再貸付案件です。利用権の設定を受ける者

は〇〇の〇〇さんでございます。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年10月1日から平成35年9月30日までの5年間、利用調整日は平成30年9月12日でございます。

内容番号115号についてご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。次に内容番号116号についてご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

10 番

内容番号115号と116号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものです。

〇〇さんは家族3人で畑作三品のほか人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号115号から116号は適当と認めます。
内容番号117号。

総務担当

内容番号117号についてご説明致します。参考資料は20ページをご覧ください。本件も契約期間満了に伴う再貸付案件です。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年10月1日から平成35年9月30日までの5年間、利用調整日は平成30年9月14日でございます。

以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

10 番

内容番号117号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件も期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものです。

〇〇さんは法人化し肉用牛の飼育を行い、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号117号は適当と認めます。

議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第7、議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

内容番号52号。なお、内容番号52号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限によ

り〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

(〇〇委員 退席)

総務担当主査 内容番号52号についてご説明致します。参考資料は22ページをご覧願います。本件は先の議案第60号内容番号1号で合意解約した案件です。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は贈与、権利の種別は所有権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料23ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

18番 内容番号52号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は賃貸借していた農地を贈与するものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品、飼料作物を作付けされ、意欲的に営農されております。

なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを8月26日、根塚委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議長 ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号52号は適当と認めます。

(〇〇委員 入席)

議長 内容番号53号。

総務担当主査 内容番号53号についてご説明致します。参考資料は24ページをご覧願います。本件は国有地の売買案件でございます。譲渡人は北見市の北海道財務局北見出張所、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番、面積は〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで権利の種別は所有権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料25ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

5番 内容番号53号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんの農地内にある財務省の農地を今回売買するものです。〇〇さんは法人化し、畑作三品、玉ねぎ、人参を作付けされ、意欲的に営農されております。

なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを8月31日、小林委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議長 ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号53号は適当と認めます。
内容番号54号。

総務担当主査 内容番号54号についてご説明致します。参考資料は26ページをご覧願います。本件は売買案件です。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで

権利の種別は所有権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料27ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

19 番

内容番号54号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが相続した農地を隣接する農地で耕作している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品を作付けされ、意欲的に営農されております。

なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを9月9日、重清委員と私で確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号54号は適当と認めます。
議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

以上で全議案の審議を終了しました。
これをもちまして、第18回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

(ブザー)

議 長

ご苦労様でした。

閉会 午後2時16分